

各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金交付要綱

(令和5年5月18日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、市内で製造業を営む事業者の販路の拡大及び新規顧客の獲得を支援するため、当該事業者が展示会、商談会その他これらに類する催し（以下「展示会等」という。）へ出展する際に要する経費の一部について、予算の範囲内で各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。）であること。
- (2) 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる大分類E製造業に属する産業を営む者であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 規則第3条の3各号のいずれにも該当しないこと。

(補助事業)

第3条 補助事業は、補助対象者が自社の保有する技術、製品及びサービスを展示会等に出展する事業で次の各号のいずれにも該当するもののうち、第7条の規定による市長の採択を受けたものとする。ただし、国、他の地方公共団体等から同種の補助を受ける場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 展示会等に出展する期間の初日及び末日が、第6条第1項の規定により市長が指定する年度の4月1日から3月31日までの間に属すること。
- (2) 出展する展示会等が次の要件を満たすものであること。
 - ア 広く一般に公開されるものであること。
 - イ 一般消費者への商品等の販売を主たる目的としていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費（第9条の規定による交付の決定の日前に支出したものと含む。）のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 出展小間料（展示区画を占用する費用をいう。）
- (2) 展示区画の装飾費（専ら展示区画での活動において使用するものに係る費用に限る。）

2 消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税は、補助対象経費に含まないものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とし、第7条の規定により事業の採択時に通知する補助金交付予定金額を限度とする。ただし、30万円を超えることができない。

（応募）

第6条 市長は、別に期間を定めて、補助事業者が補助事業を実施する年度を指定した上で補助事業の募集を行うものとする。

2 前項の募集に応じようとする者（以下「申込者」という。）は、各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業応募申込書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。この場合において、申込者は、複数の出展について応募申込みを行うことができないものとする。

- (1) 出展する展示会等の概要が確認できる書類
- (2) 補助対象経費の算出根拠が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（事業の採択等）

第7条 市長は、前条第2項の規定による応募申込みがなされた事業について、各務原市附属機関設置条例（令和3年条例第33号）別表第1に掲げる各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金審査会の審査を踏まえ、事業の採択又は不採択を決定し、事業を採択した場合は各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業採択決定通知書（様式第3号）により、事業を不採択とした場合は各務原市も

のづくりビジネスマッチング支援事業不採択決定通知書（様式第4号）により通知を行うものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 前条の規定により採択の通知を受けた者は、各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金交付申請書（様式第5号）に第6条第2項各号に掲げる書類を添えて速やかに提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（補助金の交付の回数）

第10条 同一の補助対象者が補助金の交付を受けることができる回数は、一の年度につき1回限りとする。

2 同一の補助対象者が同一の展示会等への出展について補助金の交付を受けることができる回数は、通算して2回限りとする。

（変更等の申請）

第11条 規則第6条第1項第2号から第4号までの規定により市長の承認を受けようとする補助事業者は、各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第7号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（変更等の決定）

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の適否を決定し、各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業（変更・中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、展示会等への出展が完了したときは、各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）補助対象経費の支出を証明することができる書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による実績報告は、展示会等への出展が完了した日から起算して 60 日を経過した日又は当該出展が完了した日が属する年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 補助事業者は、前条の規定により補助金の確定通知を受けたときは、速やかに各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付請求があったときは、速やかに補助事業者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(決定の取消し)

第16条 市長は、虚偽その他不正な行為により補助金の交付決定を受けた者があるときは、その決定を取り消すことができる。

(関係書類の保存)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた当該年度の終了後5年間、補助事業に係る帳簿等証拠書類を保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和6年2月1日決裁）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 改正後の各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助事業の応募申込みをする者について適用し、同日前に補助事業の応募申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則（令和7年1月22日決裁）

- 1 この要綱は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定による応募申込みをする者について適用し、同日前に同項の規定による応募申込みをした者については、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

（宛先）各務原市長

申込者 所 在 地
名 称
代表者の役職
代表者氏名

各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業応募申込書

各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり事業計画書を提出し、誓約事項のとおり誓約し、関係書類を添えて補助事業の募集に申し込みます。なお、この申込みに係る審査を行うに当たり、市が申込者の市税の納入状況を調査することを承諾します。

1 補助事業の事業計画

事業計画書（様式第2号）のとおり

2 誓約事項（内容をご確認の上、チェック（）を入れてください。）

- 本補助金の補助事業について、国、他の地方公共団体等から同種の補助を受けていません。
- 私又は私が代表を務める団体等は、暴力団等（各務原市補助金交付規則第3条の3各号に掲げるものをいう。）ではありません。

3 添付書類

- (1) 出展する展示会等の概要が確認できる書類
- (2) 補助対象経費の算出根拠が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

4 連絡先

担当者 (申込書作成者)	所属・氏名	
	電話番号	
	電子メール	

5 その他参考事項

- 採択決定通知書、交付決定通知書、確定通知書等の補助金の交付に係る通知書への公印の省略について承諾します。（省略の目的：通知書到着期間短縮等の事務効率化）

※□にチェック（）を入れた場合のみ、公印を省略します。

公印の省略に承諾した方で次を希望する場合、チェック（）を入れてください。

- 補助金の交付に係る通知書を電子データで受け取ることを希望します。

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

1 申込者の概要

申込者の名称	
代表者の役職・氏名	
所在地	
資本金額	
従業員数	
事業概要 ア. 事業内容 イ. 特徴	

2 交付申請予定額 _____円

3 補助事業の経費及び財源計画

経費区分	支出科目	金額	財源区分	収入科目	金額
	出展小間料	円		自己資金	円
	装飾費	円		各務原市補助金	円
		円			円
	計	円		計	円

4 出展計画

展示会等の名称	
会期	
展示会等の概要と選定理由	展示会等の概要 選定理由

貴社が目指す将来像や目標、事業計画の概要 ※1、3、5年後のビジョン等を具体的に記載して下さい。	
展示会出展責任者及び展示会体制	

5 展示概要

予定の展示物 写真の添付と説明の記入をお願いします。	
製品・技術等のPR、アピールポイント	
商談・マッチングしたい業種	

6 出展により期待する効果、達成したい具体的目標

効果	
具体的目標	

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長

各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業
採択決定通知書

年 月 日付けで応募申込みのあった各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金に係る事業については、厳正な審査を行った結果、採択となりましたので、各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助金交付予定金額 金 円

【採択事業者の方へのお知らせ】

本通知書を受領後、各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金交付申請書（様式第5号）をご提出ください。

なお、交付申請書の「補助金交付申請額」の部分には、上記の補助金交付予定金額をご記入ください（この金額を超えて補助金の交付を受けることはできません。）。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長

各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業
不採択決定通知書

年 月 日付けて応募申込みのあった各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金に係る事業について厳正な審査を行った結果、今回は残念ながら貴意に添えないこととなりましたので、各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

様式第5号（第8条関係）

年　月　日

（宛先）各務原市長

申請者 所 在 地
名 称
代表者の役職
代表者 氏名

各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金
交付申請書

各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金の交付を受けたいので、各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 出展する展示会等の概要が確認できる書類
- (2) 補助対象経費の算出根拠が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長

各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので、各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

審査結果	交付	不交付
交付決定金額		円
交付条件	1 虚偽その他不正な行為により交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものであること。 2 市長若しくはその委任を受け、若しくはその命を受けた者が行う調査又は監査委員の監査に応ずること。	
不交付の理由		

様式第7号（第11条関係）

年　月　日

(宛先) 各務原市長

申請者 所 在 地
名 称
代表者の役職
代表者 氏名

各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業
(変更・中止・廃止) 承認申請書

年　月　日付け 第　　号で交付決定を受けた各務原市もの
づくりビジネスマッチング支援事業補助金に係る補助事業を下記のとおり（変更・中
止・廃止）したいので、各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金交付
要綱第11条の規定により申請します。

記

区分	分	変更	中止	廃止
変更・中止・廃止 の 理 由				
交付決定を受けた額				円
変更後の補助金の額				円

※補助金の交付決定額を変更する場合は、算出根拠となる書類を添付してください。

様式第8号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長

各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業
(変更・中止・廃止) 承認(不承認)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助事業の(変更・中止・廃止)
については、下記のとおり決定しましたので、各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

審査結果	承認	不承認	
区分	変更	中止	廃止
承認の条件等			
変更前の補助金の額	円		
変更後の補助金の額	円		
不承認の理由			

様式第9号（第13条関係）

年　月　日

(宛先) 各務原市長

申請者 所 在 地
名 称
代表者の役職
代表者 氏名

各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業
実績報告書

年　月　日付け 第　　号で交付決定を受けた各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金に係る補助事業が完了したので、各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金要綱第13条第1項の規定により次のとおり報告します。

1 補助事業名 各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業

2 展示会等の名称

3 収支決算

収入の部		支出の部	
区分	金額	区分	金額
	円		円
	円		円
計	円	計	円
収入支出差引額		円	

4 展示実績

区分	内 容
展示会等の名称	
展示会の出展日	
出展した製品等の内容	

5 来場者へのPR方法、出展結果

会期中	ブースの写真
会期後	

※会期中の項目には、集客状況や製品等のPR、ブースの装飾の様子が分かる写真、出展結果などを具体的に記載願います。

※会期後の項目には、出展後の営業方法など展示会後の商談成立に向けた営業方針について具体的に記載願います。

6 添付書類

- (1) 補助対象経費の支出を証明することができる書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第14条関係）

第 号
年 月 日
様

各務原市長

各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金
確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました補助事業について、審査の結果、
下記のとおり補助金の額を確定しましたので、各務原市ものづくりビジネスマッチング
支援事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

補助金確定額 _____ 円

様式第11号（第15条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

申請者 所 在 地
名 称
代表者の役職
代表者 氏名

各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金
交付請求書

各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金の交付を受けたいので、各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金_____円

2 補助金の振込先

金融機関名 (該当する名称の□に☑を記入)		<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 金庫	
支店名 (該当する名称の□に☑を記入)		<input type="checkbox"/> 組合	<input type="checkbox"/> 農協	
預金種類 (該当する種類の□に☑を記入) 口座番号	<input type="checkbox"/> 1. 普通 <input type="checkbox"/> 2. 当座	<input type="checkbox"/> 本店	<input type="checkbox"/> 支店	<input type="checkbox"/> 出張所
口座名義人	(フリガナ)			